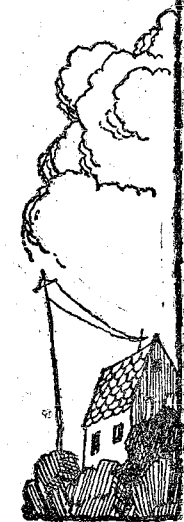




# 内務省特報



## ◎内務省告示第百六十六號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十七年四月一日ヨリ熊本縣玉名郡荒尾町、平井村、有明村、八幡村及府本村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ荒尾市ヲ置ク

昭和十七年三月三十日

内務大臣 湯淺 三千男

## ◎内務省告示第百六十七號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十七年三月三十一日

内務大臣 湯淺 三千男

## 路線名 區

五 號 自秋田縣秋田市保戸野表鐵砲町

至同縣同市大字泉

間

工事ノ終了ノ期日

昭和十七年三月三十一日

四 號 福島縣信夫郡金谷川村地内

六 號 同縣石城郡内郷村地内

同 同

内務省特報

四 號 宮城縣柴田郡船岡町地内

同

四 號 自宮城縣仙臺市荒卷

至同縣同市北根

同

四 號 岩手縣膽澤郡水澤町地内

同

四 號 自岩手縣碑貫郡湯本村

至同縣同郡八幡村

同

四 號 青森縣東津輕郡西平内村地内

同

五 號 同縣同郡新城村地内

同

## ◎市町村吏員と地方事務官

南方占領諸地域の經營に當るべき現地行政官に地方部長級十一名、その他相當數の事務官ならびに判任官の轉出を見た内務省ではこれが缺員補充を行はず、それ〴〵當該府縣廳内において事務取扱または兼補をもつて補つてゐるが、占領地建設工作の進捗に伴ひ今後も相當數の地方行政官の轉出が豫想されるので、當局としてもこれが對策については新たな構想をもつて根本的に考へる必要があり且下慎重に研究を續けてゐる、これがためにはまづ

第一に地方行政機構の改革が擧げられ、現行の總務、學務、經濟警察の四部一律制を改め、地方事情に即した部課廢合による人員事務の整理が、さしあたつて總選舉後に具體化するものと見られてゐる、しかして来る七月一日新たに全國百四、五十箇所地方廳と町村との中間に立つて時局事務を取扱ふ現地實行機關が設置されることとなるので地方官吏はます／＼不足を告げる實情にあり、これが對策としては昨一月六日改正された官吏特別任用令第七條を適用して有能な判任官および市町村吏員にして在職五年以上、月俸八十五圓以上のものさしあたり約二百名を事務官に擧拔任用することとなり、近く全國にわたつて之が調査に着手した由

◎全國金融統制會社設立 全國金融統制會の設立を必要とする事となつた、之を圖表にすれば左の如し。

圖表説明 金融統制團體の機構を圖示すれば下表の如くである、なほ全國金融統制會に個別加入する諸金庫は五金庫で、更生金庫、南方開發金庫などは除外されてゐる、また地方金融協議會の構成は従來の地方金融懇談會とほぼ同様で當該地區内の地方銀行、特銀、大銀行支店、信用組合聯合會などから成り、場合によつては地方信託會社無盡會社などの金融機關も加入することとなつてゐる。

